

「新たな旅行スタイル」構築への環境整備事業に係る
電動キックボードを活用したイベント実施業務

業務委託仕様書

浦添市観光振興課

「新たな旅行スタイル」構築への環境整備事業に係る
電動キックボードを活用したイベント実施業務 業務委託仕様書

1. 委託業務名

「新たな旅行スタイル」構築への環境整備事業に係る電動キックボードを活用したイベント実施業務

2. 業務目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、世界各地で外出や観光のあり方が見直され、今後は「With コロナ時代」にも対応できる新たな観光コンテンツの造成が求められる。本事業では、電動キックボード等を活用して「3密(密閉、密集、密接)」を避けた安心、安全なイベントを実施し、観光誘客を図る。

3. 委託内容

電動キックボードを活用したイベント実施業務

・令和3年度内に電動キックボード等を活用したイベントを三回実施すること。なお、電動キックボードについては、履行期間内において、リースにて調達することを想定している。

	日程	場所	実施概要
第一弾	令和3年5月3日(月) ～5月4日(火)	てだこ広場 てだこホール 市民交流室	電動キックボードの試乗体験に加え、市民交流室にて歴史紙芝居や歴史アニメの上映イベントを実施する。
第二弾	日程・場所(浦添市内)については、別途、市と協議の上、実施する。		
第三弾			

※ 第一弾の実施場所である、てだこ広場、てだこホール市民交流室は市で仮押え済みである。業務受託後に本押えの手続を行うこと。また、室料等の上映イベントに係る経費等については、本業務の委託料に計上すること。

- ・試乗車には電動キックボードの操作説明および安全器具の着用を行うこと
- ・第一弾の実施の際は、浦添城跡や浦添グスク・ようどれ館などに立ち寄って頂けるような環境を整備する。(うらちゃんminiを活用し、周辺施設への無料送迎を実施する。)
- ・電動キックボードを活用したイベントと同時に、本市の「食」・「歴史」を活用した魅力ある取り組みを実施し、市内外より誘客を図ること。
- ・イベント実施に際しては新型コロナウイルス感染症の感染対策を万全に実施の上、行うこと。
- ・実施に際して、効果測定や今後のイベント企画の立案に向けて、来訪者に向けてアンケート調査を実施すること。
- ・安全確保の為、会場整理や交通誘導を実施した上で安全に試乗できないと判断される人(未就学児など)は試乗をさせないこと。

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月11日(金)まで

5. 成果品

受託者は本事業の終了後速やかに、以下の成果品を発注者に提出すること。

- (1) 業務実績報告書 冊子1部、データ1部
- (2) 事業収支内訳表（経費明細書）1部
- (3) 支出した事業費の領収書の写し

6. 業務実施体制

- (1) 統括責任者の配置

本事業の進捗を管理する責任者1名を配置すること。ただし専任である必要はない。

- (2) 実施体制表の作成

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し市の承認を得ること。

7. 支払条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 支払金額は実績報告をもって確定した額とし、当初契約額を超えないものとする。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

8. 事務管理業務

- (1) 許認可手続き

本件業務の実施に必要な法令や条例の規定に基づく申請や許認可手続きは、原則として受託事業者が代行すること。

- (2) ドキュメント等の整理と保存

本件業務で使用したドキュメント類を整理すること。

9. その他

- (1) 再委託の範囲と承認

本契約の履行にあたり、受注者は業務の一部（70%以内）を第三者に委任し、または請け負わせることができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請け負わせるときは、この限りではない。

- ・その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

- (2) 資料の提出及び説明等の協力について

本件業務は新型コロナウイルス対策臨時交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は、求めに応じ、積極的に協力すること。

(3) 経費の対象

本件業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額を含むものとする。

(4) 業務成果の帰属等

① 取得財産及び著作権の帰属

本件業務で取得した全ての財産は、浦添市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、浦添市へ帰属する。

② 著作権の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、浦添市は責任を負わない。

③ 後年度負担

後年度以降に経費が発生する場合、浦添市は負担しない。

(5) 業務の実施にあたっては、浦添市観光振興課と十分協議したうえで行うこと。

(6) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、浦添市観光振興課と協議し業務を進めること。

(7) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染状況により本業務を変更または実施しないこともある。